

# 東武会 NEWS

東武会NEWS  
No.1808  
平成18年8月発行

今月のトピック

## 出入国管理及び難民認定法 一部改正!

平成18年の通常国会において、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が可決・成立し、平成18年5月24日に公布されました。

### 改正のポイント

#### テロの未然防止のための規定整備

1. 上陸審査時に外国人の個人識別情報の提供	施行日: 公布日から1年6ヶ月を超えない範囲
2. 外国人テロリスト等の退去強制事由	施行日: 平成18年6月13日
3. 航空機等の長に乗員乗客の事前報告の義務	施行日: 公布日から1年を超えない範囲

### Q & A

指紋等の個人識別情報の提供をしない場合の措置は?
日本からの退去が命じられます
自動化ゲート利用登録後に通過できない場合は?
登録後に上陸拒否事由に該当する場合、一般の上陸審査を受けます

#### 出入国管理の一層の円滑化のための規定整備

1. 自動化ゲートの導入(上陸手続の簡素・迅速化)	施行日: 公布日から1年6ヶ月を超えない範囲
2. 本国送還の原則の緩和	施行日: 平成18年11月24日

#### 構造改革特別区域法による特例措置等を全国において実施するための規定の整備

1. 構造改革特別区域法による特例措置等の全国において実施	施行日: 平成18年11月24日
-------------------------------	------------------

## 専 門 業 務 部 通 信

<環境業務部>

### 環境省不法投棄ホットラインの受付状況

1. 通報件数  
(平成16年6月16日～平成18年6月30日)  
件数 FAX 291 メール 408 合計699件  
通報の内容から、不法投棄(一般廃棄物を含む)の具体的な可能性があると推測される事案又は不法投棄ではないものの都道府県等に確認を依頼した事案は262件、残り437件のうち、231件は2回以上通報があった事案の件数(延べ数)、206件はごみ問題に関する意見や一般的な感想等。

2. 通報事案の内容  
上記の262件内容は、産廃とされる事案が122件、使用済み自動車21件、野焼き28件、廃タイヤ6件、廃家電製品15件、その他70件であった。

3. 対応状況  
上記の262件は、通報者名等を秘し、都道府県等に伝えた。関係自治体が既に把握していた事案は127件、把握していなかった事案は118件であった。17件は通報内容について確認中、把握していなかった事案118件のうち、当該自治体が通報内容を現地を確認できたのは88件であり、残り30件は場所を特定する情報がないため確認できない等の事案であった。

環境省 廃棄物・リサイクル対策部  
適正処理・不法投棄対策室より

<国際業務部>

### 日本からの北朝鮮への渡航自粛について

法務省より通達が発表されました。  
『7月5日未明より複数回にわたり、北朝鮮からミサイル等が発射されました。今回の発射は、日本の安全保障や国際社会の平和・安定等の観点から重大な問題です。』  
『については、北朝鮮への渡航・滞在を予定している方は、目的の如何を問わず、渡航を自粛して下さい。また、北朝鮮当局職員による北朝鮮を渡航先とした再入国は認めません。』

法務省HPより抜粋



<陸運業務部>

### 収益向上に成功するための処方箋

国土交通省に設置された『若手トラック経営者等によるトラック事業の明るい未来を切り開く方策等を検討する研究会』では、『中小トラック事業者が収益向上に成功するための処方箋』を取りまとめました。  
この中では、具体的な方策の概要として、  
実運送そのものの競争力の向上  
荷主業務進出と荷主物流の合理化  
人材の確保・育成  
などが挙げられています。  
また、社団法人全日本トラック協会では、上記事業の支援策として、運輸事業振興助成交付金を活用したインセンティブ事業を今秋以降実施する予定です。

### 困りごとと無料相談会日程 (随時追加予定)

9月9日(土)	朝霞市宮戸市民センター 9:00～16:30
9月23日(土)	和光市本町地域センター 9:00～17:00
9月30日(土)	富士見市民文化会館 9:00～18:00
10月21日(土)	フォーシーズンズ志木 10:30～18:00
10月28日(土)	新座市民会館 9:00～17:00
11月18日(土)	志木市民総合センター 9:00～18:00
11月26日(日)	にいざほっとぶらざ 10:00～17:30

### 東武会 “今月の重点活動”

#### 建設業許可更新キャンペーン実施中!

ただいま、行政書士ネットワーク東武会では、地元地域の建設業者様の許可更新手続きを特別価格にてお受けしております。更新間近の建設業者様、この機会を是非ご利用ください。

#### 「相続・遺言」の出張勉強会開催中!

4名様以上のグループに出張します。費用はテキスト代×人数分のみです。詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

#### その他各種勉強会出張開催いたします

- 一般・企業向け勉強会
  - ・相続・遺言
  - ・独立・開業
  - ・会社の財務
  - ・各種営業許可
- 行政書士向け業務勉強会
  - ・相続・遺言業務
  - ・在留資格等国際業務
  - ・産廃許可等環境関係業務
  - ・運送事業関係業務

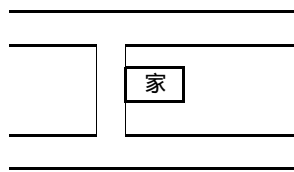
詳細については、事務局までお問い合わせ下さい。

### 今月の「困りごと」 “困りごとと無料相談会”より

当会主催の困りごとと無料相談会で多い相談例を、統合整理し掲載しております。

私の家の前は幅4mの私道です。大通りへの抜け道になっている為、最近近くの工事現場へ出入する大型トラックが頻繁に通行するようになりました。

騒音、振動が気になり、又危険でもあるので、入口に杭を入れてトラックの出入を制限したいと思うのですが。



まず、建物を建てるには原則幅4m以上の道路に2m以上接していなければなりません。この認定を受ける事を「道路位置指定」と言い、建物を建てる前提になります。

これは、主に火災等の場合の消火活動円滑の為に生じているものです。  
ご相談のケースですが、この道路が「道路位置指定」を受けている事はまず間違いありませんので、ご相談の様に「杭」を入れて通行を制限するのは問題があります。「道路位置指定」を受けた「道路」である以上、幅員が4mでも、3.2mでも「道路」であるからです。「道路」である以上その私道を道路として保たなければならない、勝手に通行を制限する事は出来ません。又、一旦「道路位置指定」を受けた以上勝手にこれを廃止する事も出来ません。

ご相談のケースでは、穏当な立て看板程度で「ご遠慮下さい。」程度でドライバーのモラルに訴える程度が限度と思われるのですが、案外迷惑を掛けている事に気がついていないドライバーも多いので有効かも知れません。

## 行政書士ネットワーク東武会

事務局のご案内

所在地

埼玉県志木市上宗岡1-17-15 (内藤行政書士事務所内)

TEL/FAX 048(487)2014

ホームページ http://www.toubukai.net

メール info@toubukai.net

行政書士 内藤 明 雄

行政書士 新井 浩

行政書士 関 智 一

行政書士 藤田 浩 樹

行政書士は法律に基づく国家資格者です。申請書類・相続関係書類などの権利義務・事実証明に関する書類の作成・相談を行なっています。